

千曲川・犀川減災対策協議会規約改正について

1. 幹事名称の変更（第4条 別表-2）

役職名称の変更により、次のとおり改める。

（別表-2）

① 長野県 農政部 農地整備課

（変更前） 防災係長

↓

（変更後） 企画幹

2. 改正（案）

別紙のとおり

千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、千曲川・犀川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所（防災情報課）が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年4月26日から施行する。

平成29年5月18日改正

平成30年5月8日第2回改正

平成31年4月24日第3回改正

令和2年6月11日第4回改正

令和3年3月11日第5回改正

令和3年 月 日第6回改正

別表－1

機 関 名	代 表 者
長 野 市	市 長
松 本 市	市 長
上 田 市	市 長
須 坂 市	市 長
中 野 市	市 長
大 町 市	市 長
飯 山 市	市 長
千 曲 市	市 長
安 曇 野 市	市 長
生 坂 村	村 長
池 田 町	町 長
松 川 村	村 長
坂 城 町	町 長
小 布 施 町	町 長
木 島 平 村	村 長
野 沢 温 泉 村	村 長
栄 村	村 長
長野地方気象台	気 象 台 長
中部森林管理局 北信森林管理署	署 長
長野県 危機管理部 危機管理防災課	危機管理防災課長
長野県 環境部 生活排水課	生 活 排 水 課 長
長野県 農政部 農地整備課	農 地 整 備 課 長
長野県 林務部 森林づくり推進課	森 林 づ くり 推 進 課 長
長野県 建設部 河川課	河 川 課 長
長野県 建設部 砂防課	砂 防 課 長
長野県 建設部 都市・まちづくり課	都 市 ・ ま ち づ くり 課 長
長野県 建設部 建築住宅課	建 築 住 宅 課 長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 長野水源林整備事務所	所 長
北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	事 務 所 長
北陸地方整備局 松本砂防事務所	事 務 所 長

北陸地方整備局 大町ダム管理所	管 理 所 長
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	事 務 所 長
[オブザーバー]	
関東農政局 農村振興部	水 利 計 画 官
東京電力リニューアブルパワー株式会社 犀川事業所	事 業 所 長
NHK長野放送局	放 送 部 長
信越放送株式会社	報 道 部 長
株式会社長野放送	報 道 部 長
株式会社テレビ信州	報 道 部 長
長野朝日放送株式会社	報 道 制 作 部 長
長野県 警察本部 警備部 警備第二課	警 備 第 二 課 長
陸上自衛隊 松本駐屯地 第13普通科連隊	第 2 科 長
東日本旅客鉄道株式会社 長野支社 総務部 安全企画室	室 長
長野電鉄株式会社	鉄 道 事 業 部 長
しなの鉄道株式会社	運 輸 部 長
上田電鉄株式会社	常 務 取 締 役
アルピコ交通株式会社	鉄 道 事 業 部 長

別表－2

機 関 名	幹 事 名
長 野 市	危 機 管 理 防 災 課 長
松 本 市	消 防 防 災 課 長
上 田 市	危 機 管 理 防 災 課 長
須 坂 市	危 機 管 理 担 当 課 長
中 野 市	危 機 管 理 課 長
大 町 市	消 防 防 災 課 長
飯 山 市	危 機 管 理 防 災 課 長
千 曲 市	危 機 管 理 防 災 課 長
安 曇 野 市	危 機 管 理 課 長
生 坂 村	総 務 課 長
池 田 町	総 務 課 長
松 川 村	総 務 課 長

坂 城 町	建設課長
小 布 施 町	総務課長
木 島 平 村	総務課長
野 沢 温 泉 村	総務課長
栄 村	総務課長
長野地方気象台	防災管理官
中部森林管理局 北信森林管理署	次長
長野県 危機管理部 危機管理防災課	防災係長
長野県 環境部 生活排水課	企画幹
長野県 農政部 農地整備課	企 画 幹
長野県 林務部 森林づくり推進課	治 山 係 長
長野県 建設部 河川課	企 画 幹
長野県 建設部 砂防課	企 画 幹
長野県 建設部 都市・まちづくり課	企 画 幹
長野県 建設部 建築住宅課	課長補佐兼 指導審査係長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 長野水源林整備事務所	所 長
北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	副 所 長 (技)
北陸地方整備局 松本砂防事務所	副 所 長 (技)
北陸地方整備局 大町ダム管理所	管 理 係 長
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	副 所 長 (技)

信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会 規約

第1条 設置、名称

本会は、信濃川水系における信濃川上流域の流域治水対策を推進するため、「信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称し、これを設置する。

第2条 目的

本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、信濃川水系(信濃川上流)流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

第3条 協議会の構成

協議会は、千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会及び長野県内 10 圏域の大規模氾濫減災協議会のうち、佐久圏域、上田圏域、松本圏域、大町圏域、長野圏域、北信圏域の協議会の構成機関をもって構成する。

協議会の運営、進行、招集、企画立案や構成機関相互の連絡調整、協議会の指示による各種検討については、第3条に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会と連携し、共有・検討を行うものとする。

第4条 流域治水協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1. 信濃川水系(信濃川上流)流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
2. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
4. その他、流域治水に関して必要な事項。

第5条 協議会の情報公開

協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

第6条 協議会資料等の公表

1. 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
2. 協議会の議事については、上記第3条に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会の議事概要と合わせ作成し、出席した各会員、各機関の確認を得た後、公表するものとする。

第7条 事務局

協議会の事務局は、第3条に記載する大規模氾濫に関する減災対策協議会の事務局が兼ねるものとし、各会員、各機関と調整を図りながら運営を行う。

第8条 雑則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

本規約は、令和3年3月11日より実施する。